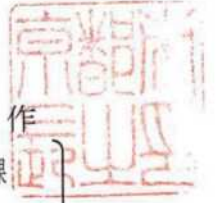


環 環 管 第 1 0 5 号
令 和 5 年 2 月 2 8 日

京都駅東南部エリアプロジェクト有限責任事業組合
代表組合員 チームラボ株式会社
職務執行者 猪子 寿之 様
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役社長 辻上 広志 様

京 都 市 長 門 川 大 作
〔 担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL:075-222-3951 〕



「(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)
建設事業に係る配慮書案」に対する意見について

令和4年10月14日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境
影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の
観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)建設事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 風害、電波障害、日照障害について影響を検討し、必要に応じて配慮書に記載すること。
- 2 建物形状の比較検討が難しい理由について、配慮書に明確な記載をすること。
- 3 周辺建物への騒音による影響について十分に配慮すること。
- 4 近隣における地下水の利用状況について十分に確認すること。
- 5 カーボンニュートラルに向けた取組や目標について本市の重点施策である気候変動対策と整合するよう検討し、配慮書に記載すること。
なお、温室効果ガスの削減については資材調達などを含めたサプライチェーンとしての排出量に対する視点も含めて検討すること。
- 6 周辺の配慮が必要な施設やその利用者に対し、工事中は適切な安全管理を行うこと。また、その内容を配慮書に記載すること。
- 7 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。